

卒業認定方針

ディプロマポリシー

- I 対象を理解する力
 - 1. 対象をありのままに捉えることができる。
 - 2. 対象を尊重し、その人らしさを考えることができる。
- II 看護を実践する力
 - 1. 科学的根拠に基づいて行動できる。
 - 2. リフレクションから、よりよい看護を展開できる。
- III 人間関係を築く力
 - 1. 対象と援助的関係を形成することができる。
 - 2. 保健・医療・福祉チームの一員として連携・協働することができる。
- IV 輝き続ける力
 - 1. 自己を肯定的に捉え、磨き続けることができる。

大原看護専門学校学則 抜粋

(卒業の認定)

第 21 条 学校長は、所定の授業科目を履修し単位を取得した者について、看護学校運営委員会の議を経て卒業を認定する。

- 2 前項の場合において、欠席日数が出席すべき日数の 3 分の 1 を超える者は、卒業を認めることができない。

(卒業証書及び称号の付与)

第 22 条 学校長は、前条の規定により卒業を認定した者に対して卒業証書(第 6 号様式)を授与する。

- 2 卒業の認定を受けた者は、文部科学大臣告示(平成 6 年文部省告示第 84 号)により、専門士(医療専門課程)と称することができる。